

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○大規模小売店舗の変更に関する
公示 (商業支援課)

○ " " (" ")

○ " " (" ")

○荒川右岸用排水土地改良区の役
員就任届 (川越農林)

○ときがわ町営土地改良事業玉川
地区(団体営基盤整備促進事業)
の換地計画の適否決定及び決定
に係る換地計画書の写しの縦覧
(東松山農林)

○保安林の指定の解除予定
(森づくり課)

○ " " (" ")

○保安林の指定予定
(" ")

○ " " (" ")

○中条星宮土地改良区の定款変更
認可 (農村整備課)

○唐子南部土地改良区の定款変更
認可 (" ")

○上里土地改良区の定款変更認可
(" ")

(農村整備課)

○河川区域内から除却した工作物
の返還 (河川砂防課)

○開発行為に関する工事の完了公
告 (建築指導課)

○取去した飼料等の試験結果の概
要の公表 (農総研水田農業研究所)

○開発行為に関する工事の完了公
告 (東松山県土)

○ " " (" ")

○県道葛飾吉川松伏線の供用の開
始 (越谷県土)

告示

埼玉県告示第九十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の概要等について、同法第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

モラーージュ菖蒲

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字伊勢浦三千五百六十四番地他

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後十時まで

(変更後) 午前九時から午後十時まで

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで

(変更後) 午前八時三十分から午後十時三十分まで

ハ 変更年月日

平成二十年十二月二十五日

ニ 届出年月日

平成二十年十二月二十四日

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年五月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年五月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第九十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ららぽーと新三郷、(仮称) コストコホールセール新三郷倉庫店

三郷市半田字西千百九十三の十三番地 外

ロ 変更の概要

廃棄物保管施設三の位置

(変更前) 位置 図面省略

(変更後) 位置 図面省略

ハ 変更年月日

平成二十一年九月九日

ニ 届出年月日

平成二十一年一月八日

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年五月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年五月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第一百号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

株式会社深谷上柴ショッピングセンター

深谷市上柴町西四丁目二番地十四、十五、十六

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

(変更前)

株式会社深谷上柴ショッピングセンター 代表取締役 中島 富夫

深谷市上柴町西四丁目二番地十四

(変更後)

株式会社深谷上柴ショッピングセンター 代表取締役 中島 卓也

深谷市上柴町西四丁目二番地十四

ハ 変更年月日

平成二十年七月二十三日

二 届出年月日

平成二十一年一月九日

二 縦覧期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年五月二十五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課
埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十一年一月二十三日から平成二十一年五月二十五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県告示第百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、荒川右岸用排水土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	山崎輝雄	川越市大字寺井二五〇番地
同	内田光夫	同 北田島三六六番地
同	矢島源吉	同 石田本郷一二五番地
同	長澤昇一	同 鴨田六三九番地一
同	江田勝男	同 中老袋三二〇番地
同	三上辰男	同 古谷上二一〇九番地
同	渋谷実	同 同 五六六四番地二
同	関根武雄	同 同 古谷本郷九八五番地

理事

栗飯原隆 川越市大字小中居二五番地

同 細野稔 同 南田島五八五番地

同 齋藤義夫 同 同 今泉四七三番地

同 田中昇 同 同 久下戸三三八三番地

同 高橋丈夫 同 同 同 渋井一三二七番地

同 齊藤勝 同 同 同 富士見市大字東大久保一七一三番地

同 時田昭一 同 同 同 同 一九九六番地

同 田口喜一 同 同 同 同 川越市大字鴨田三九七番地

同 榎本武志 同 同 同 同 同 小中居九八五番地一

同 大室市郎 同 同 同 同 同 同 久下戸一五一二番地

二 退任

職名

氏名

住所

山崎輝雄 川越市大字寺井二五〇番地

同 西川久仁治 同 同 北田島一六一番地

同 矢島源吉 同 同 同 石田本郷一二五番地

同 長澤昇一 同 同 同 鴨田六三九番地一

同 田島正一郎 同 同 同 同 上老袋二〇一番地

同 三上辰男 同 同 同 同 古谷上二一〇九番地

同 渋谷実 同 同 同 同 同 五六六四番地二

同 金子賢次 同 同 同 同 同 古谷本郷一三二六番地

同 斉藤修 同 同 同 同 同 同 大中居二九九番地

同 細野稔 同 同 同 同 同 同 南田島五八五番地

同 小林英司 同 同 同 同 同 同 並木新町一八番地四

同 江尻照男 同 同 同 同 同 同 同 萱沼一九七一番地

同 沢田修一 同 同 同 同 同 同 同 古市場九七番地

同 齋藤孝一 同 同 同 同 同 同 同 富士見市大字東大久保二〇三三番地

同 齋藤勝 同 同 同 同 同 同 同 同 同 一七二三番地

同 田口輝司 同 同 同 同 同 同 同 同 同 川越市大字鴨田一七八五番地

同 栗飯原光紀 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 小中居七七五番地

同 齋藤義夫 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 今泉四七三番地

埼玉県告示第百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第一項の規定により、ときがわ町営土地改良事業玉川地区(団体営基盤整備促進事業)の換地計画を平成二十一年一月十六日適当と決定したので、同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る換地計画書の写しを次のとおり縦覧する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

縦覧期間
平成二十一年一月二十三日から平成二十一年二月二十三日まで
縦覧場所
ときがわ町役場

埼玉県告示第百三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

解除に係る保安林の所在場所
秩父市大滝字大達原花ゾ四四八九の三・四四八九の六(以上二筆国有林)
保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

解除の理由
道路用地とするため

埼玉県告示第百四号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

解除に係る保安林の所在場所
秩父市大滝字川又太郎兵エ落三四〇五の二・三四〇五の四(以上二筆国有林)、字川又白井平道下三四一〇の二(次の図に示す部分に限る。)、字川又白井平三四一〇の二(国有林)、三四一〇の二の一・三四一〇の二の一・三四一四・字川又岩下三四一六の一・字栃本岩下五六八九の六・字栃本白井平五六九〇の四(以上六筆について次の図に示す部分に限る。)、字栃本太郎平ヲトシ五六九二の九(国有林)
保安林として指定された目的
水源のかん養

解除の理由
道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第百五号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

指定予定保安林の所在場所
秩父市荒川日野字休所一七三九、一七四〇の一、一七四〇の二、一七四一から一七四四まで
指定の目的
水源のかん養

指定実施要件

立木の伐採の方法
主伐に係る伐採種は、定めない。
主伐として伐採をすることができるときは、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置

縦覧に供する。

埼玉県告示第百六号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

指定予定保安林の所在場所
飯能市大字南川字ハタ井一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二八、一三三の一(次の図に示す部分に限る。)、一三三の二、一三三の八、一三三の九、大字上名栗字秋津二九四六の一(次の図に示す部分に限る。)、字小殿道上三〇一九、字炭谷三〇二二の二(次の図に示す部分に限る。)、字炭谷日影三五〇九、字柏木入一〇二〇、一〇二二、一〇二九、一〇三〇、一〇三一の一、一〇三一の二、入間郡毛呂山町大字阿諏訪字ぬ乃字二八一の一、越生町大字黒山字箒久保一二五六の五、比企郡ときがわ町大字西平字行重三二六二の一、三二七三、大字大野字境神二〇八〇の一(次の図に示す部分に限る。)、秩父郡東秩父村大字安戸字帯沢一五八二の一、一五八五

指定の目的
土砂の流出の防備

指定の目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

飯能市大字南川字ハタ井一二一の一、一二二の一、一二三の一、一二八、一三三の一(次の図に示す部分に限る)、一三三の二、一三三の八、一三三の九、大字上名栗字秋津二九四六の一・字小殿道上三〇一九(以上二筆について次の図に示す部分に限る)、字炭谷三〇二二の二、字炭谷日影三五〇九、入間郡毛呂山町大字阿諏訪字ぬ乃字二八一の一、越生町大字黒山字簾久保一二五六の五(次の図に示す部分に限る)、比企郡ときがわ町大字西平字行重三二六二の一・大字大野字境神二〇八〇の一・秩父郡東秩父村大字安戸字帯沢一五八二の一・一五八五(以上四筆について次の図に示す部分に限る)。

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。

埼玉県告示第七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年一月十六日認可した。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

中条星宮土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

埼玉県告示第八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年一月十六日認可した。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

唐子南部土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

埼玉県告示第九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十一年一月十六日認可した。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一名 称

上里土地改良区

二 事務所所在地

児玉郡上里町

埼玉県告示第十号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第七十五条第三項の規定により、埼玉県知事が管理する一級河川の河川区域内に違法に設置された工作物を除却したので、河川法施行令(昭和四十年政令第十四号)第三十九条の三第一項第二号の規定により、次のとおりその要旨を公示する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 保管した工作物

看板

二 保管した工作物が設置されていた場所

さいたま市岩槻区南辻ほか二十一

箇所

口 桶川市大字五丁台ほか五箇所

ハ 越谷市千間台西一丁目ほか三十八箇所

三 除却した日

イ 前号イに係るもの

平成二十年十二月二十三日

ロ 前号ロに係るもの

平成二十年十一月十九日

ハ 前号ハに係るもの

平成二十年十一月二十七日

四 工作物の保管場所

イ 第二号イに係るもの

埼玉県さいたま県土整備事務所

ロ 第二号ロに係るもの

埼玉県北本県土整備事務所

ハ 第二号ハに係るもの

埼玉県越谷県土整備事務所

五 保管した工作物の返還

工作物の除却及び保管に要した費用は、工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者の負担とする。

埼玉県告示第十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県知事 上田清司

- 一 許可番号 平成二十一年一月九日
- 二 検査済証番号 平成二十一年一月二十日第八十号
- 三 開発区域に含まれる地域の名称 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字西堀一五
二一番三
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲九六一番地
神部 勝喜



埼玉県農林総合研究センター所長告示第三号

果の概要を次のとおり公表する。
平成二十一年一月二十三日

南埼玉郡菖蒲町大字菖蒲字西堀一五
二一番三

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕治

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十年十一月に収去した飼料等の試験結果
1 栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去年月日	飼料の名称	製造(輸入)年・月	試験結果の概要										備考			
				粗たん白質%	粗脂肪%	粗繊維%	粗灰分%	カルシウム%	リン%	揮発性塩基性窒素%	水溶性窒素%	ペクチン消化率%	TDN%		ME kcal/kg	その他(水分%)	
有限会社アグリ・クリエの乾燥飼料工場 深谷市水田2108	H20.11.18 同 左	食品残渣乾燥飼料	20.11	13.9	10.5	0.9	2.4	0.12	0.22							6.7	
相馬商事株式会社東京支店 東京都港区三田3-4-11	H20.11.19 山一商事株式会社 東松山市上野本2181	USチモシー2番刈り	20.10	9.0	2.1	26.6	7.6	0.30	0.21							6.8	
同 上	同 上	USアルファアルファ1番刈り	20.10	16.7	1.8	24.7	5.4	0.87	0.24							7.5	
同 上	同 上	USスーダングラス	20.11	7.7	1.9	30.9	5.4	0.35	0.14							7.1	

(注) 1 飼料の名称の欄中の「Ⓢ」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

2 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験結果の概要	備考
有限会社アグリ・クレイ ン乾燥飼料工場 深谷市永田2108	同	左	飼料 食品残渣乾燥飼料	20.11	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
相馬商事株式会社東京支店 東京都港区三田3—4—11	山一商事株式会社 東松山市上野本2181	飼料	US チモシー 2 番刈り	20.10	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同	同	上	飼料 US アルファルファ 1 番刈り	20.10	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	
同	同	上	飼料 US スターングラス	20.11	重金属—カドミウム、鉛、ひ素	

(注) 1 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「㊦」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づき規格適合表示飼料であることを示す。
2 試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違反の内容を示す。

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第九号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年八月二十八日

第二〇〇〇五七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月十六日

第二〇〇一〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡川島町大字下伊草字新田二九

七—一、二九八—一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡川島町大字下伊草二九五

急式 孝

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第十号

都市計画法(昭和四十二年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県東松山県土整備事務所長

亀井清司

一 許可番号

平成二十年十二月九日

第二〇〇〇九六〇号

二 検査済証番号

平成二十一年一月十六日

第二〇〇一〇六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡鳩山町大字大橋字新田四三三

—四、四三三—一三

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡鳩山町大字大橋四三三—一

篠原 剛

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十一年一月二十三日から三十日間埼玉県県土整備部道路

環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年一月二十三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小倉 一夫

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道葛飾吉川 松伏線	三郷市天神二丁目一七番一地先から同市彦川戸一丁目三三番一地先まで	平成二十一年一月二十三日	平成二十一年一月十六日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号で告示した道路区域の供用の開始である。 延長三三三・〇〇メートル

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
	埼玉新聞社 http://www.pref.saitama.lg.jp/A01 /BA00/kenpouhome/fr_top.htm
印刷所	関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇二(代表)